

総 行 行 第 2 7 7 号
平成30年12月27日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県議会議長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市議会議長

】 殿

総 務 省 自 治 行 政 局 長
(公 印 省 略)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の
一部を改正する政令の公布について（通知）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第347号。以下「平成31年施行改正令」という。）は、平成30年12月21日に公布され、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日欧協定」という。）の効力発生の日（平成31年2月1日）から施行することとされました。

平成31年施行改正令は、日欧協定を実施するため、都道府県及び指定都市（以下「特定地方公共団体」という。）又は中核市における特定役務及び適用範囲の整備、中核市の締結する特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等について、所要の規定の整備を行ったものです。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第353号。以下「平成32年施行改正令」という。）は、平成30年12月27日に公布され、日欧協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日（平成32年2月2日）から施行することとされました。

平成32年施行改正令は、日欧協定を実施するため、特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約の取扱いについて、所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれては、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成7年11月1日付け自治行第82号各都道府県知事・各指定都市市長あて自治事務次官通知）、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」（平成7年11月1日付け自治

行第84号各都道府県知事・各指定都市市長あて自治省行政局長通知）、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令の公布について」（平成26年3月12日付け総行行第43号各都道府県知事・各都道府県議会議員・各指定都市市長・各指定都市議会議員あて総務省自治行政局長通知）により示した事項のほか、下記事項に留意の上、1994年マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）及び日欧協定の趣旨を踏まえ適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の中核市市長及び中核市議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各中核市に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 平成31年施行改正令に関する事項

一 日欧協定の締結に伴う改正に関する事項

- 1 日欧協定が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の対象となることを趣旨に追加するものとされたこと。（第1条関係）
- 2 欧州連合の供給者の定義を新たに設けるとともに、日欧協定により追加されたサービス（※）を特定役務に追加するものとされたこと。（第2条関係）
- 3 中核市の締結する調達契約（建設工事を除く。）を適用対象とするものとされたこと。ただし、中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約、中核市の経営する電気事業に係る調達契約及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する調達契約であって当該調達契約に係る中核市の行為を秘密にする必要があるものについては、適用対象としないものとされたこと。（第3条関係）
- 4 特定地方公共団体の経営する電気事業に係る調達契約を適用対象とするものとされたこと。（第3条関係）
- 5 中核市の長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定により特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めた場合には、次のいずれにも該当する場合を除き、欧州連合の供給者を当該資格を有する者として取り扱わなければならないものとされたこと。（第5条関係）
 - ア 施行令第167条の5第1項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格を定めた場合には、日欧協定の附属書十第二編

第B節2の規定に関する注釈(f)の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当する場合

イ アに掲げるもののほか、施行令第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、日欧協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合する場合

なお、特定調達契約に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札参加資格者名簿への登載を入札参加資格要件としている場合には、欧州連合の供給者が別途当該資格に係る審査を受けることが可能となるよう、入札説明書への明示等により適切に対応されたいこと。（日欧協定の附属書十第二編第B節2関係）

6 その他所要の規定の整備を行うものとされたこと。

二 施行期日

平成31年施行改正令は、日欧協定の効力発生の日（平成31年2月1日）から施行するものとされたこと。（平成31年施行改正令附則第1項関係）

三 経過措置

平成31年施行改正令による改正後の特例政令の規定は、平成31年施行改正令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しないものとされたこと。（平成31年施行改正令附則第2項関係）

(※) 日欧協定により追加されたサービス（日欧協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービス）は、次のとおり。（特定地方公共団体のみに適用）

飲料提供サービス

農業用機器（運転者を伴わないもの）の賃貸サービス

家具その他家庭用の器具の賃貸サービス

娯楽用品の賃貸サービス

その他の個人用品又は家庭用品の賃貸サービス

一般経営に関する相談サービス

財務管理に関する相談サービス（事業税に関するものを除く。）

マーケティング管理に関する相談サービス

人材管理に関する相談サービス

生産管理に関する相談サービス

その他の経営相談サービス

第二 平成32年施行改正令に関する事項

一 日欧協定の締結に伴う改正に関する事項

1 特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運

行上の安全に関連する調達契約を適用対象とするものとされたこと。（第3条関係）

2 特定地方公共団体の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者にあつては、国内の供給者及び欧州連合の供給者に限り、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができないものとされたこと。（第5条関係）

3 その他所要の規定の整備を行うものとされたこと。

二 施行期日

平成32年施行改正令は、日欧協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日（平成32年2月2日）から施行するものとされたこと。（平成32年施行改正令附則第2項関係）

三 経過措置

平成32年施行改正令による改正後の特例政令の規定は、平成32年施行改正令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しないものとされたこと。（平成32年施行改正令附則第2項関係）